

## 熊本県水政策アドバイザー設置要綱

### (設置目的)

第1条 平成23年3月に水の戦略会議が取りまとめた提言書『水の国くまもと』を本県の水政策指針と位置づけ、本県が健全な水循環と水環境調和型社会が形成された地下水の恵みあふれる「水の国」となるよう、県が今後取り組むべきプロジェクトの企画立案等に関して、専門的見地から提案等をいただくため「熊本県水政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」を設置する。

### (プロジェクト事項)

第2条 アドバイザーから助言いただくプロジェクト事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 熊本の地下水の魅力を磨き上げ全国にアピールするためのプロジェクト
- (2) 日本一の水環境教育を実現するためのプロジェクト
- (3) 健全な水循環を確立するための地下水保全プロジェクト
- (4) その他、「水の国」の実現のため必要なプロジェクト

### (アドバイザー)

第3条 アドバイザーは、次の者の中から知事が依頼する。

- (1) 水環境保全、水資源の活用、水環境教育に関して専門的知識を有する者
- (2) 水環境保全、水資源の活用、水環境教育に関して研究、教育等の現場で実践活動の実績を有する者

### (提案等の依頼)

第4条 知事は、アドバイザーのうち適当な者に対し依頼するものとする。

- 2 知事はアドバイザーに対し、あらかじめプロジェクトの企画立案に関する必要な情報を提供するなど、アドバイザーからの提案が効果的・効率的になるよう努めるものとする。

### (アドバイザーの提案等)

第5条 前条の依頼を受けたアドバイザーは、プロジェクトの企画立案に関する情報を収集し、分析・研究の上、文書または口答により適切な提案を行うものとする。

- 2 前項の提案に対し依頼者からの質問等があった場合は、アドバイザーは補足説明等を行うものとする。

### (経費等)

第6条 知事は予算の範囲内において、アドバイザーに対し次のとおり謝金及び旅費を支給するものとする。

- (1) 謝金は、県の謝金単価の範囲内とする。
- (2) 旅費は、熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年県条例31号）の定めるところによる。
- (3) 謝金及び旅費の支払いは、第5条の提案等があった後に行うものとする。

### (雑 則)

#### 附 則

この要綱は、平成24年1月10日から施行する。